2　特定契約電気事業者は、前項第三号又は第四号に掲げる理由により特定契約の締結を拒もうとするときは、当該特定供給者に書面により当該理由があることの裏付けとなる合理的な根拠を示さなければならない。

（接続に必要な費用）

第五条　法第五条第一項第一号の経済産業省令で定める接続に必要な費用は、次のとおりとする。

一　当該接続に係る電源線（電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する電源線（同条第三項第二号から第七号までに掲げるものを除く。）をいう。）の設置又は変更に係る費用

二　当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定供給者が自らの認定発電設備と電気的に接続を行い、又は行おうとしている接続請求電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）との間に設置される電圧の調整装置の設置、改造又は取替えに係る費用（前号に掲げる費用を除く。）

三　当該特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量するために必要な電力量計の設置又は取替えに係る費用

四　当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される設備であって、接続請求電気事業者が当該認定発電設備を監視、保護若しくは制御するために必要なもの又は当該特定供給者が当該接続請求電気事業者と通信するために必要なものの設置、改造又は取替えに係る費用

2　接続請求電気事業者は、特定供給者から法第五条第一項の規定による接続の請求があった場合には、当該特定供給者に書面により前項各号に掲げる費用の内容及び積算の基礎が合理的なものであること並びに当該費用が必要であることの合理的な根拠を示さなければならない。

（接続の請求を拒むことができる正当な理由）

第六条　法第五条第一項第三号の経済産業省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

一　当該特定供給者が、自らの認定発電設備の所在地、出力その他の当該認定発電設備と被接続先電気工作物とを電気的に接続するに当たり必要不可欠な情報を提供しないこと。

二　当該接続に係る契約の内容が、次のいずれかに該当すること。

イ　虚偽の内容を含むものであること。

ロ　法令の規定に違反する内容を含むものであること。

ハ　損害賠償又は違約金に関し、次のいずれかに該当する内容を含むものであること。

(1)　接続請求電気事業者が、その責めに帰すべき事由によらないで生じた損害を賠償すること（第三号ニに規定する場合を除く。）。

(2)　接続請求電気事業者が当該接続に係る契約に基づく義務に違反したことにより生じた損害を超えた額の賠償をすること。

三　当該特定供給者が当該認定発電設備の出力の抑制に関し次に掲げる事項を当該接続に係る契約の内容とすることに同意しないこと。

イ　接続請求電気事業者が、次の(1)及び(2)に掲げる措置（以下「回避措置」という。）を講じたとしてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合において、当該特定供給者（太陽光発電設備又は風力発電設備であってその出力が五百キロワット以上のものを用いる者に限る。以下この号において同じ。）は、当該接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと（原則として当該指示が出力の抑制を行う前日までに行われ、かつ、自ら用いる太陽光発電設備及び風力発電設備の出力も当該特定供給者の認定発電設備の出力と同様に抑制の対象としている場合に行われるものである場合に限る。）、当該抑制により生じた損害（年間三十日を超えない範囲内で行われる当該抑制により生じた損害に限る。）の補償を求めないこと（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に書面により、当該指示を行う前に当該回避措置を講じたこと、当該回避措置を講じてもなお当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ると見込んだ合理的な理由及び当該指示が合理的なものであったことを、当該指示をした後遅滞なく示した場合に限る。）及び当該抑制を行うために必要な体制の整備を行うこと。

(1)　当該接続請求電気事業者が所有する発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、原子力発電設備、水力発電設備（揚水式発電設備を除く。）及び地熱発電設備を除く。以下この(1)において同じ。）及び接続請求電気事業者が調達している電気の発電設備の出力の抑制（安定供給上支障があると判断される限度まで行われる出力の抑制をいう。）、並びに水力発電設備（揚水式発電設備に限る。）の揚水運転

(2)　当該接続請求電気事業者の電気の供給量がその需要量を上回ることが見込まれる場合における当該上回ることが見込まれる量の電気の取引の申込み

ロ　(1)又は(2)に掲げる場合（接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらない場合に限る。）には、当該接続請求電気事業者が当該特定供給者の認定発電設備の出力の抑制を行うことができること、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該抑制を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1)　天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合

(2)　人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合又は被接続先電気工作物に接近した人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合

ハ　(1)又は(2)に掲げる場合には、接続請求電気事業者の指示に従い当該認定発電設備の出力の抑制を行うこと、及び当該接続請求電気事業者が、書面により当該指示を行った合理的な理由を示した場合には、当該抑制により生じた損害の補償を求めないこと。

(1)　被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

(2)　当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電気的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

ニ　イからハにおいて出力の抑制により生じた損害の補償を求めないこととされている場合以外の場合において、接続請求電気事業者による特定供給者の認定発電設備の出力の抑制又は当該接続請求電気事業者による指示に従って当該特定供給者が行った認定発電設備の出力の抑制により生じた損害については、その出力の抑制を行わなかったとしたならば当該特定供給者が特定契約電気事業者に供給したであろうと認められる再生可能エネルギー電気の量に当該再生可能エネルギー電気に係る調達価格を乗じて得た額を限度として補償を求めることができること、及び当該補償を求められた場合には当該接続請求電気事業者はこれに応じなければならないこと（当該接続に係る契約の締結時において、当該特定供給者及び当該接続請求電気事業者のいずれもが予想することができなかった特別の事情が生じた場合であって、当該特別の事情の発生が当該接続請求電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合を除く。）